

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年9月30日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	五霞町
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	70-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.town.goka.lg.jp/page/page002461.html

執行機関名 五霞町長

妊産婦の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子保健法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	五霞町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年五霞村条例第12号)による助成金の支給に関する事務であつて所得確認の事務
②番号法別表第1の項	49	
③番号法別表第2の項	70	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		五霞町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年五霞町条例第17号)別表第一の9の項 五霞町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年五霞村条例第12号)による助成金の支給に関する事務であつて所得確認の事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子保健法(昭和40年法律第141号)第1条	五霞町医療福祉費支給に関する条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		五霞町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年五霞村条例第12号) 五霞町医療福祉費支給に関する条例施行規則(平成13年五霞町規則第11号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 39 条 項 号	五霞町医療福祉費支給に関する条例施行規則 第6条第1項
②事務の内容	母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務	妊産婦に対する医療費の助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 39 条 項 3 号	五霞町医療福祉費支給に関する条例第5条第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		